○国土交通省令第

号

道 路 法 昭 和二 十七 年 法 律 第 百 八十号)及 び道・ 路 法 施 行 令 (昭 和二十七 年 政 令 第四 百 七十九号) を

実 施 かるた め、 開 発道 路 に関する占 用料等 徴 収 規 則 \mathcal{O} 部 を 改正する省令を次のように · 定 \otimes る。

令和四年 月 日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

開 発 道 路 12 関 す 、る占用: 料 等 徴 収 規 則 0 部 を 改 Ē する 省 令

開 発 道 路 に関 す る占 用 料 等 徴 収 規 則 (昭 和 兀 十二年 建設省令第二十九号) *Ø*)
<u>→</u> 部 を次 \mathcal{O} ように 改 正

する。

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

を付

L

た

部

分

 \mathcal{O}

ように

改

め

る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定の 傍 線 を付し た部分をこれに順 次対 応する改 正 後 欄 に 掲 げ る

					Γ			別ま	
· · · · · ·	·	l	l			占			
柱第二	_ 	第三	第二					三条	
電話	電話	電柱	電柱	電柱		件		(A)	
I	年つ一本に				単 位				
0 1 t	0 - t	〇二 元	0一九	〇一九	級 第 地 一	-r	占		改 正
	七一〇	〇 〇 七		人()()	級 第 地 二	所	H		後
八〇			八 七 〇		級 第 地 三	在	713		
					級 第 地 四	地	料		
六二〇	三九〇	九〇〇	六七〇	四川〇	級 第 地 五				
								. 別	
						占			
柱第二	柱第一	第三	第二	第一		用		三条	
種電話	種電話	種 電 柱	種 電 柱	種 電 柱		物件) (茶)	
	年 つ ー き 本 ー に				単位				
				0 - t	級 第 地 一		占		改 正
0 -	六五〇			7110	級 第 地 二	所	H		前
七三〇	四六〇		七九〇		級 第 地 三	在	Л		
六	三八〇	八八八	六五〇	四10	級 第 地 四		गटा		
五 四	三回()	八〇	五八〇	〇 三 八 〇	FIG. 123	地	料		
	The continuation of the	1種電話 一本に 一、七 七 一、一 八 一 六八〇 六八〇 三九〇 年 第 1 種電話 つきー 〇〇 〇〇 〇〇 七三〇 四六〇 三九〇 1種電話 1、七 一、一 八 一 八 一 八 一 八 一 八 一 八 一 八 一 八 一 八 一	Tate	種電託	種電柱	種電柱 単 位 第一 第二 第三 第四 第五 単 位 第一 第二 第三 第四 第五 単 位 第一 第二 第二	R	株 年 1 大七〇 大七〇 大七〇 1 大七〇 大七〇 一、九〇〇 大七〇 一、九〇〇 大七〇 一、九〇〇 大七〇 一、九〇〇 大七〇 第二種電柱 一、九〇〇 大七〇 第二種電柱 第二種電柱 第二種電柱 第二種電柱 第二種電柱 第二種電柱 1 十八十〇 五十〇〇 九〇〇 九〇〇 大七〇 第二種電柱 第二種電柱 1 十八十〇 五十〇〇 十八十〇 五十〇〇 十八十〇 五十八十〇 五十八十〇 五十八十〇 五十八十〇 五十八十〇 五十八十〇 五十八十〇 五十八十八十〇 五十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八	第三条関係) 第二種電柱 第二 九一、二 八七〇 五七〇 四三〇 四三〇 四三〇 四三〇 三九〇 三元 二、五 一、一 七二〇 三元 二、五 一、一 七二〇 三元 二、二 二、二 二、二 二、二 二、二 二、二 二、二 二、二 二、二 二、

-		物工げに 作る掲	一 項 第 二 号 第 一 条	三 法 十 第		
及び信書便 郵便差出箱	所 び公衆電話 を を を を の 及	地下に設け	男 る変圧器	中 第 他の線類 地下に設け	設ける線類の他上空に	類の他の柱
年	E つ 一 き 個 一 に	年 つ ト 方 積 占 き ルメー 平 ー に ー 平 面	年 つ 一 き 一 に	き ル に つ	メ 長 さ ト	
		00	00 六	10	一七	一七〇
六 〇 〇	 	回川〇	七00	四	七	七一
	00	1100	四 九 〇	11]	五	五一
	八 五 〇	二六〇	四10	111	四	四三
	七 八 〇	 O	三八〇	=	四	三 九
		物 工 げ に作る 掲		三 法十 第		
及び信書便 郵便差出箱	所 で公衆電話 で公衆電話	地下に設け	る変圧器 路上に設け	他の線類とのはいません。	設ける線類の他上空に共架電線そ	類の他の柱
年 	F つ 一 き 個 一 に	年 つ ト 方 積 占 き ルメー 田 一 に ー 平 面	年 つ 一 き 一 に	き 一 年 つ	長さー	
		九二〇	〇 五 五	九	一 五	五〇
五五〇	00 =	三九〇	六四〇	四	七	六五
三八〇	九 一 〇	二七〇	四五〇	11]	五	四六
五五〇三八〇三二〇二八〇	七六〇	11110	四五〇 三七〇 三三〇	11	四	三
八〇	六八〇	1100	=======================================	=	三	三 四

以上○・ ・ ・ ・ ・ ・	未満のもの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	のの他のも	広 告 塔	差出箱
			年 つ ト 方 積 占 き ルメー 平 面	年 つ ト 方 積 表 き ルメー 平 面	
五〇	_ 0 0	七一		000	
六四	四三	=			
四 五.	= 0	=	0 ,		
三八	긁	一	八 五 〇	八 七 〇	
五	三	一六	七 八 〇	五 九 〇	
以上〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	未満のもの ・ルリ上〇・ ・ルル・トル・	の 水 満 のも	の そ の 他 の も	広告塔	差出箱
以上〇・一トル・	未 一 ル 以 上 ろ ト ト ル ル ト ト ル ル ト ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	のル 大猫のも	の の他のも 方メー 年 一 で き 一 で も 用 面	広 告 塔 年 つ き ー に ー に ー に ー に ー に ー に ー に ー に ー に ー	差出箱
以上〇・一一四〇	未 一 ル 以 上 ン し ト ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル	の ル 七 メ ー ト 六 四			差出箱
一 四 〇 五 九			年 つ トル に 三 、 一 一 、 三 三	年 つ ト 方 積 表 き ル メ ー 平 ー に ー 平 面	差出箱
一 四 〇 五 九	九 二	六四	年つきー	年 つきー	差出箱
一四〇 五九 四一 三四	九 二 三 九	六 四 二 七	年のきー 一、三 九一〇 七六〇	年 つきー	差出箱
五九	九 二 三 九 二 七	六四 二七 一九	年つきー	年 つきー	差出箱

			げに二項第二 る掲号第一条	三法十第	
以上一メートル	満のもの おし、 おし、 おし、 おい、 おい、 おい、 おい、 おい、 おい、 おい、 おい	満のもの おしい ボートル 本 の もの 未	満のもの 未 が ・ ・ ・	未満のもの かしい。	未満のもの
			き ルメ 長 一 ル ト ト 年 つ ト		
	七 一 〇	<u>Ш</u> О	= 00		
四三〇	1100	ー 七 〇	<u> </u>	八六	
=100	1 0	<u> </u>	九一	六	
O	一 八 〇	_ 0 0	七 七	五二	
	一长〇	九三	せつ	四 七	
		物 件	げに二項第二 る掲号第一条		
以上 ・ メートル	満のもの メートル 未 のもの	満のもの メートル未 のもの	満のもの メートル スートル スートル	未満のもの トルリ上〇・ トル・	未満のもの
			きルメ長 一にトー 年つト		
九二〇	六四〇	三七〇	二八〇	八〇	
三九〇	二 七 〇	一六〇	 	七八	
二七〇	九〇	<u> </u>	시	五 五	
九二〇三九〇二三〇二〇〇	一六〇	九一	六八	四 五	
_ O O	一 四 〇	八一	六一	四 —	

		<u> </u>	
三 法 十 第			
運動自		の1外	もト
線他そ導す設し象の検よ情類のの線る置てと対知るし	置行動る定に五項第二法 こ装運自す規号第二条第	もト径のルが	のル未満
のもの他のそ	のもるけ設に下地	その以上と	満の
きル	<u> </u> メ長		
ー に 年 つ	メ 長 さ ト 一		
三四			
	OI .	八	
	Ш	八六〇	
		017	
	三		
		五一〇	
九	三		
Д	_	四七〇	
	_	01	
三 法 十 第			
運動自		の 外 t ト 径	もトのル
運動自	置行動る定に五項第二法こ装運自す規号第二条第	の 外 を が 以 一	もの未満
運動自	置行動る定に五項第二法 こ装運自す規号第二条第 のもるけ設に下地	のもの トル以上	もの未満の
運動自 線他そ導す設し象の検よ 類のの線る置てと対知るし のもの他のそ	のもるけ設に下地	のもの 以上	未満
運動自 線他そ導す設し象の検よ情類のの線る置てと対知るし のもの他のそ きーに 年つ		もの以上	未満
運動自 線他そ導す設し象の検よ 類のの線る置てと対知るし のもの他のそ	のもるけ設に下地	もの と	未満
運動自 線他そ導す設し象の検よ情類のの線る置てと対知るし のもの他のそ きーに 年つ	のもるけ設に下地 メ長 さ トー	もの以上	未満
運動自 線他そ導す設し象の検よ情類のの線る置てと対知るし のもの他のそ きーに 年つ	のもるけ設に下地 メ長 ーさ トー 九	もの	未満
運動自 線他そ導す設し象の検よ情類のの線る置てと対知るし のもの他のそ きーに 年つ	のもるけ設に下地 メ長 ーさ トー 九	もの	未満
運動自 線他そ導る置し象対知る 変わるの他のそ 三一 二二 九	のもるけ設に下地 メ長 ーさ トー 加 四	もの	未満
運動自 線他そ導す設し象の検よし 類のの線る置てと対知の のもの他のそ = = =	のもるけ設に下地 メ長 ーさ トー 加 四	もの	未満
運動自 線他そ導る置し象対知る 変わるの他のそ 三一 二二 九	のもるけ設に下地 メ長 ーさ トー 加 四	もの	未満

のそ	施げた三百第一
のそ	施 げ に 三 項 第 二 設 る 掲 号 第 一 条
	設施助補行
も他 そ のの	→ 在 そ る を 連 适 追 類 の 標 表 の 又 路
も のもるけ設に下地 のもるけ設に空上	柱 その標 表 ボ は 道路 の 柱 す 況 を 構 の 柱 す 況 を 構
年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に 丨 平 面	年 つ 一 き 本 一 に
	00 +
	<u> </u>
八 五 〇	六八〇
七八〇	六二〇
	 施げに三項第二
	施げに三項第二設る掲号第一条
のそのも他そ	設施助補行
他 の の の	柱 その標 示 状 は 変 機 の 柱 す 況 を 構
も のもるけ設に下地 のもるけ設に空上	
年つト方積占	年 つ 一 き 本 一 に
き ル メ 一 用 一 に 丨 平 面	ーに
○ 三	
○ 三 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 五 一 一	00 00 TIIO
○ 三	

			 施 設	げに五項第二る掲号第一条	三 三 法 十 第		施項法設第第
—— 祭 礼、	のその他の	る 逝 路 に	る通路路		下び街地室地及下		施設・場所の場所である。
縁日	他のも	る通路 地下に設け	路に 設け	のの以が階も上三数	の の も 二 数	の の が 階 も 一 数	施設・「一人」を表現の場でである。 おい こう はい いっぱい こう はい こう は
占用面				年 つ ト ナ き ル ヵ 一 に	方積 占 ペ 一 用 平 面		
		〇九〇〇	〇 〇 五 〇	A に Ol		A に O	
				0	0	0	
		五四〇	九 〇 〇	七 を 乗 じ	ハを乗じ	四 を 乗 じ	
	八五〇	二六〇	四三〇	Aに○・○○七を乗じて得た額	Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○四を乗じて得た額	
	七八〇	八〇	九〇	頟	額	額	八五〇 七 八〇
			施設	げに五項第二 る掲号第一条	三法十第		施項第
 祭 礼、	のそのいか	も通り	_	がに五項第二る掲号第一条	三 法 第 下 変 地 及 下		施設で開発に
祭礼、縁日	のその他のも	地下に設け	施設と空に設け	げに五項第二条 る掲号第一条 ののよう ののも上三数		の の が 階 も 一 数	施設 東第四号に掲げる
	の他のも	地下に設け	_		下び街地室地及下 ののが階も二数	の の が 階 も 一 数	施設 項第四号に掲げる
縁 日 	その他のも三、一	あ通路 ○○ 七、六	_	の の 以 が 階 も 上 三 数 年 つ ト ノ ー さー に	下室 地 で 階 数 荷 一 平		施設 海第四号に掲げる 一二、一三、一
縁 日 		設けしてい	る通路 上空に設け	の の 以 が 階 も 上 三 数 年 つ ト ノ ー さー に	下室 地 で 階 数 荷 一 平		施設
縁 日 ———		設け - 七、六 一、三	る通路 ○○○ ○○ □ 二、一 □ 二、一	の の 以 が 階 も 上 三 数 年 つ ト ノ ー さー に	下室 地 で 階 数 荷 一 平		四号に掲げる 二、一 一、三 三十二条第一
縁 日 	三、 一、 二、 九 一。	設け 七、六 一、三 五六〇	と	の の 以 が 階 も 上 三 数 年 つ ト カ	下室 地 で 階 数 荷 一 平		四号に掲げる 二、一 一、三 三十二条第一
縁 日 		設け - 七、六 一、三	A 通路	の の 以 が 階 も 上 三 数 年 つ ト ノ ー さー に	下び街地室地及下 ののが階も二数	のも A に○・○○五を乗じて得た額 階数	施設

			施げに六巧設る掲号	頁 第 二 三 法 育 一 条 十 第
標識	。 除 の る く を も	でー(看あチア板	の そ の 他	けーしそ
	も他そののの	のる設的一もけに時	の も	時 時 的 に 際 し 、 能 の 他 の 催
年 つ ー き 本 ー に	年 つ ト 方 積 表 き ル メ ー 正 ー に ー 平 面	月 つ ト 方 積 表 ・ ト ス ー 平 面	月 つ ト 方 積 占 ル メ ー に 平 平 面 面 に 一 に 一 に 一 に の に の に の に の に の に の に の	日 つ ト 方 積 き ル メ ー ー に ー 平
	000		0 =	= 0
		四 八 〇	四 八 〇	四八
<u>/</u>		一 八 〇	八〇	八
六八〇	八 七 〇	八 七	八 七	九
六二〇	五 九 〇	五 九	五 九	슀
			施げに六項設る掲号第	頁第二三法 第二条十第
- 標 識	。 除 の る く を も	でー(看あチア板	の そ の 他	けーしそ
	も 他 そのの	のる設的一もけに時	Ø *\bar{t}	時 い に 際 し 、 他 の 催 の 催
年 つ 一 き 本 一 に	年 つ ト 方 積 表 き ル メ ー 正 ー に ー 平 面	月 つ ト 方 積 表 き ル メ 一 正 一 に 一 平 面	月 つ ト 方 積 占 き ル メ ー 平 面	日 つ ト 方 積 き ル メ ー ー に ー 平
				五
		四三〇	凹三〇	四三
七三〇 六 〇	0 一	一 九 〇	九〇	一 九
	九 六 〇	九 六	九 六	<u> </u>
五 四 〇	六七〇	1		

件	る	掲	뭉	第	七	令
	物	げ	に	_	条	第

施事る掲号第七令幕設用工げに四条第(お 旗 ざ
もけに時、際しのの日、祭のる設的一しに催他そ縁礼	も他そののの	もけに時、際しのの日、祭のる設的一しに催他そ縁礼
日 つ ト 方 積 そ き ル メ ー の 一 に 丨 平 面	月 つ 吉 一 ー 本 に	日 つ 一 き 本 一 に
= 00		
四 八	四八〇	四八
一 人	一八〇	八
九	八 七	九
六	五 九	치

件る掲号第七令 物げに一条第

施事る掲号第七令幕設用工げに四条第(お 旗 ざ
もけに時、際しのの日、祭のる設的一しに催他そ縁礼	も他そののの	もけに時、際しのの日、祭のる設的一しに催他そ縁礼
日 つ ト 方 積 そ き ル メ ー の 一 に 丨 平 面	月 つ - 本 に	日 つ 一 き 本 一 に
五〇		五〇
四 三	四川〇	四三
一 九	九〇	一 九
<u> </u>	九六	<u> </u>
七	六 七	七

- j		掲 令 げ 第	掲令げ第			
-	る同る七年条件	掲げる施設令第七条第	掲げる工作物令第七条第二		チアー	。 除 の る で く を も あ
	掲げる工事用材料 及び同条第五号に 掲げる工事用施設 令第七条第四号に	掲げる施設令第七条第三号に	掲げる工作物令第七条第二号に	も他その	のる断を車 もす横道	も 他 そ
	料に設に			の の の の		
トルドー	積 一 用 平 面	年 つ ト カ き ル ァ ー に ー		<i>)</i>	月 つ 一 き 基 一 に	月 つ ト 方 積 そ き ルメー 正 ー に ー 平 面
		A (C O			000	
	四 八 〇	• 011				四 八 〇
	八〇	を乗じ	00	九 〇 〇		八八〇
	八七	・〇三一を乗じて得た額	八五〇	四 三 〇	八 七 〇	八七
	五 九	頟	七八〇	九〇	五九〇	五九
	74		ΟI	ŬI .	<u> </u>	741
T 4	H T H A	#I A	#I A			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	掲及掲第	掲げる	掲げる			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	掲げる工事 を で同条第 で で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	掲げる施設	掲げる工作		チアー	。 除のるで くをもあ
- すん ジー - - - ・ オ 米	掲げる工事用材料及び同条第五号に合第七条第四号に	掲げる施設	掲げる工作物令第七条第二号に	も他そのの	チアー のる断を車もす横道	。除のるで くをもあ も他そ ののの
		掲げる施設 年 カットルに	号 に	も他そののの	り のる断を車 もす横道	しているもののの
ト方		三 _号 に に 年 つ ト カ ー に ー	号 に	(1) (1) (1)	の る 断 を 車 の る も す 横 道 引 つ 一 基 ー に	しているもののの
ト方	積 一 平 面 ○ 二 、 五	三 _号 に に 年 つ ト カ ー に ー	号に 占用面	0) 0) 0) F	の る 断 を 車 つ も す 横 道	(あ) もの
ト方	積 占 一 用	三 _号 に に 年 つ ト カ ー に ー	号に 占用面 三、一 一、三 九		の るも	(あ) を その
ト方	情 日用面 □ 二、五 四三○	三 _号 に に 年 つ ト カ ー に ー	号に 占用面 三、一 一、三 九一〇 七六〇		あま 一基に 一五、 四、三 一、九 九六〇 九六〇 八六〇 八八〇 八	(あ) もの
ト方	情一平 ○○ 五 四三○ 一九○ 一九○	三号に	号に 占用面 三、一 一、三 九一〇		a	A

ALO ACO ACO ACO ACO ACO ACO ACO AC						
AにO		設 る 施	掲号第七令げに八条第			掲及掲令げびげ第
A に				の に 設	もの 下を除く。 下を除く。 お面下の お面下の お面下の お面下の おの と と と と の は 高架	る施設で、おいて、おいて、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは
- ○○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□						月つき一
- 四○	A は 〇	A lC O	A (C O	A に ○	た じ 八 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 〇 〇	三四〇
Total To	0 0	· 0 0 %		• 0 - +	た じ 九 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 〇 〇	一 四 〇
Total	を乗じ	を乗じ	を乗じ	を乗じ		- 0 0
Total To	て 得 た 額	て 得 た 額	て 得 た 額	て得た額	た じ 四 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	八 五
Table Ta			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		た じ 七 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	七八
Table Ta						
A A C C A C C A C C	_ のる設 ` も け に			るよっ	もご下路面の上トのにを面下道マン	掲げる仮 掲げる仮 を を を を りが同条 を りが同条 を りが りが りが りが りが りが りが りが りが りが りが りが りが
A A A A A A C A A C<			T	の に 設	記 設 設 に 当 に ら ら 。 地 さ 。 と る 。 と も り る り る り る り る り と り も り る り る り と り も り る り と り る り る り る り る り る り る り る り る	 設 第七号 に 設 2 第七号 に で で で で で で で で で で
・ ○ □ = ○ ・ ○ □ = ○ 上 ○ □ □ ○ □ ・ ○ □ □ □ 上 ○ □ □ ○ □ □ ○ □ ・ ○ □ □ □ た額 に ○ □ □ ○ □ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ た額 に ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ た額 に ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ た額 に ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ た額 に ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○		,				月 つ き 一
・ ○ □ = ○ ・ ○ □ = ○ 上 ○ □ □ ○ □ ・ ○ □ □ □ 上 ○ □ □ ○ □ □ ○ □ ・ ○ □ □ □ た額 に ○ □ □ ○ □ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ た額 に ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ た額 に ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ た額 に ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ た額 に ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○	A はこ 〇	A lC O	A に ○	A に ○	た じ 一 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	= 0
類 類 類 一	・ - を		· 〇 〇 五	• 01 11	た じ 四 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	<u> </u>
類 類 類 一	垂	を重	を 乗	を 乗	た じ 六 ・ A 額 て を を ()	九
たじ三 ・ A 額 てを 〇 に 得 乗 二 〇 八	木じて担	だして	Ľ	レ	侍 茉 一 ○	<u> </u>
	ポじて得た額	来じて得た額	じて得た額	して得た額	た じ 九 · A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	l l

				1	
場駐動び設る車車自及施	掲号第七令近げに十条第	設る掲号施げる	号 第 七 令 こ 九 条 第		
の そ の 他 の も	建 築 物	の そ の 他 の も	建 築 物	の 他 のも	の の も
	年 つ ト 方 積 き ル メ ー ー に ー 平	占 用 面			
た じ 七 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 〇 〇	A C O	たじ七 ・A 額でを〇に 得乗〇〇	額 て を ・ A 得 乗 〇 に た じ 一 〇	A KC	
た じ 九 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 〇 〇	0	た じ 九	た じ 二 · A 額 て を 一 に 得 乗 一	・〇二五を乗じて得た額	
た じ 一 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	○二二を乗じて得た額	た じ 一 ・ A 額 て を 一 に 得 乗 一 〇	たじ五 ・A 額でを〇 得乗一	を乗じて	
た じ 四 · A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	得 た 額	た じ 四 · A 額 て を 一 。 得 乗 一 。	た し 九 ・ A 額 て を 一 一 。	· 得 た 額	
た じ 五 · A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇		たじ五 ・ A 額でを〇に 得乗一 〇	たじ二 ・ A 額でを〇 に 得乗二 〇		
場駐動び設る車車自及施	5 掲号第七令 近げに十条第	設る掲号施げに	ラ 第 七 令 こ 九 条 第		
場 駐 動 び 設 る 車 車 自 及 施 の そ の 他 の も	掲号第七令運げに十条第建築物	設 る 掲 号 施 げ に の そ の 他 の も	テ 第 七 条 第 建 築 物	のその他のも	0 0 5
の そ の 他 の も	建 築 物 年 つトル トメー ー に ー に	の その他のも 占用面	建 築 物	の 他 の	の の も
の他のも た額 得 にて 得	建 築物 年 つきー トルに A に 〇	の他のも 占用面 た額 にて得	建 築物 に で る で る そ に て 得 も に て も に の し の し の し の り の り の り の り の り の り の り	の 他 の も	の の も
の他のも た額 (Aに) Aに(Aに) Aに(Aに) Aに(Aに) Aに(C)	建 築物 年 つきー トルに A に 〇	の他のも との他のも との他のも ・○○ ・○一 ・○○ ・○一 ・○○ ・○一 でて得 て得た	全 築物	の 他 の も	のの も
その他のも Aに○ Aに○ Aに○ Aに○ Aに○ Aに○ Te乗 上のの Aに○ Aに○ Aに○ Te乗 Aに○ Aに○ Aに○ Te乗	建 築物 年 つきー トルに A に 〇	Aに○	を 全 集 物 - ○ - · ○ · ○	の 他 の も	0 0 t
の他のも た額 (Aに) Aに(Aに) Aに(Aに) Aに(Aに) Aに(C)	建 築 物 年 つトル トメー ー に ー に	の他のも との他のも との他のも ・○○ ・○一 ・○○ ・○一 ・○○ ・○一 でて得 て得た	全 築物	の他のも	00

	施設	げに三第七令 る掲号十条第	に令掲第	物 建 築	仮応げる	に 一 第 七 令 掲 号 十 条 第
その他のも	上空に設け	ものに ひかり おり おり おり ものに ない のの に	に掲げる器具令第七条第十二号	その他のも	と空に設け	るもの の道路の路 け の は の は の の の の の の の の の の の の の
	A	額 て を ・ A	A	A	A	額 て を ・ A
A VC O	A ~ O · O	得 乗 〇 に た じ 一 〇	A C O	A KC O ·	(C)	得 乗 ○ に た じ 一 ○
○三一を乗じて得た額	・〇二二を乗じて得た額	た	・〇二五を乗じて得た額	・〇三一を乗じて得た額	に○・○二二を乗じて得た額	た額 じて得 じて得 じて得 じて得 にて得 にて 得 にて 得 にて 得 にて 得
て得た額	て 得 た 額	た じ 九 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	て 得 た 額	て 得 た 額	て 得 た 額	た し 九 · A 額 て を 一 ○
		た じ 二 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 二 〇				たじ二 額てを〇に 得乗二〇
	施 設	げに三第七令 る掲号十条第	に 掲 :	物 建 築	仮 応 げ る	に一第七令掲号十条第
その他のも	上空に設け	ものに限る 下に設ける 下に設ける	に掲げる器具令第七条第十二号	の他のも	と空に設け	るもの方との方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と方と<li< td=""></li<>
		J- 18 A				+ 1× A
A l C	A に ()・	た じ 一 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 一 〇	A C O	A に ○	A C O	たじー・A 額でを一。 得乗一。
	01 [11]	た じ 四 · A 額 て を ○ に 得 乗 一 ○	011[11]	011 11	01 111	た じ 四 · A 額 て を 一 C 得 乗 一 C
Aに <mark>○・○三三</mark> を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	た じ 六 · A 額 て を 一 に 得 乗 一 ·	Aに○・○三三を乗じて得た額)・〇三三を乗じて得た額	A に○・○二三を乗じて得た額	たじ六 ・ A 額でを一 C 得乗 C
得 た 額	得 た 額	た じ 九 ・ A 額 て を ○ に 得 乗 一 ○	得 た 額	得 た 額	得 た 額	たじて A に 得 乗 一 〇
		た じ 三 ・ A 額 て を 〇 に 得 乗 二 〇				たじ三 で で で で に に に に に に に に に に に に に

備考(略)	や第七条第十四	0)
哈)	施設 第十四号	
	A NZ	
	Aに○・○三─を乗じて得た	
	乗じて得	
	た 額	
備考	に掲げる施設 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<i>(</i>)
(略)	金施設 発第十四号	
	· ·	
	A に 〇	
	•	
	Aに <u>〇・〇三三</u> を	
	・○三三を乗じて得	
	・〇三三を乗じて得た額	

附

則